

乳幼児等医療費支給制度【令和3年8月1日から】

～乳幼児等が医療機関で保険診療を受けた際に、医療費の一部を支給する制度です。～

【制度の概要】

対象児童の年齢等	支給対象	自己負担額
0歳児～ 12歳児（小学6年生）	・通院 ・入院 ・保険薬局での調剤 ・補装具等	・通院 1 医療機関につき 1 日 500 円／月 4 日を上限 ・入院 1 医療機関につき 1 日 500 円／月 1 4 日を上限 ※保険薬局での調剤、補装具等に自己負担はありません。 （一部例外あり）
13歳児（中学1年生）～ 15歳児（中学3年生）	・入院	1 医療機関につき 1 日 500 円／月 1 4 日を上限

※ 日本スポーツ振興センターの給付対象（学校・保育所・幼稚園等の管理下（登下校時を含む）での傷病）で、本受給者証を提示して受診した場合は、その旨をセンターの給付請求をする際必ず申し出てください。重複して給付を受けることは出来ませんのでご注意ください。

※ 200床以上の病院での紹介状なしの初診、健康診断、予防接種、歯列矯正、室料差額、おむつ代などの保険診療外のものや、入院時の食事療養費は対象外です。

【申請に必要なもの】

- ・対象児童の健康保険証 ・運転免許証など、本人確認ができるもの
 - ・申請者が国外から転入し、所得状況が確認できない場合は、パスポート
 - ・申請者が市外在住の場合は、申請者の個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど）
- ※必要書類が揃わない場合でも、**出生・転入から14日以内に必ず手続きをしてください。**

【中学生の受給者証】

入院予定のない方への受給者証の事前交付はありません。必要となった際に申請してください。

【所得制限】

誕生月で審査対象となる所得年が異なります。（1月～6月1日生まれ：前々年分所得、6月2日～12月生まれ：前年分所得）

扶養親族等の数	所得制限基準額
0人	532万円
1人	570万円
2人	608万円
3人	646万円
4人	684万円
5人	722万円

※審査の対象となる所得とは、総収入から必要経費を差し引いた額（給与所得のみの方は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」）を指します。

さらに、次のものを所得から控除します。

- ・社会保険料控除として一律8万円
- ・医療費控除等を受けている場合はその額
- ・本人および扶養親族が障害者などの控除を受けている場合は一定の額

※左の表はあくまで目安です。

審査の結果、所得制限額を超えた方には、却下通知を送付します。なお、**小学5年生（11歳児）までで却下となった場合は、お子様の次回の誕生月に、健康保険証を持参の上、再度申請してください。**

【受給者証の有効期間】

- ・0歳児～12歳児（小学6年生）：下記を除き、申請日から次回の誕生月の月末まで
※6歳児は、小学校就学前の3月31日まで（4月1日以降は、新たな受給者証を送付します。）
※12歳児は、小学6年生になる年度の3月31日まで
 - ・13歳児（中学1年生）～15歳児（中学3年生）：下記を除き、誕生月の翌月初日から次回の誕生月の月末まで
※15歳児は、中学3年生になる年度の3月31日まで
- なお、1日生まれの場合は、誕生月初日から次回の誕生月の前月末までとなります。

【受給資格の更新】

次年度以降の受給資格は、市において自動的に審査しますので、新たな手続きは不要です。

但し、申請者の所得など、審査に必要な事項が確認できない方には、お子様の誕生月の月上旬に更新用の申請書を送付しますので、必要書類を揃えて、こども家庭課、支所又は出張所に提出してください。

なお、中学生は、受給資格の更新はしませんので、有効期限後も入院が継続する場合は改めて申請してください。

【変更の届出】

住所や健康保険証、お子様を扶養する方が変わった場合は、届出が必要です。

【医療費の還付請求】

受給者証の有効期間内において、受給者証が交付されるまでに支払った医療費や県外で受診した際にかかった医療費は還付を受けることができます。但し、保険診療外の費用及び自己負担額は対象外です。

申請には、**領収額・乳幼児の氏名・保険点数が記載されている領収書、健康保険証、受給者証、還付先口座の通帳（受給者証に記載された保護者名義）**が必要です。

お問い合わせ：東広島市こども未来部こども家庭課（082）420-0941